

議案第七十一号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
(港区立認定こども園条例の一部改正)

第一条 港区立認定こども園条例(平成二十七年港区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「時間に引き続いて」を「時間外に基本保育を実施している子どもに対して」に改める。

第六条第二項中「午前七時十五分から午後六時十五分まで(以下)」を「子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量(以下「保育必要量」という。)」が一日当たり十一時間までの区分に該当する子どもにあつては午前七時十五分から午後六時十五分までと、一日当たり八時間までの区分に該当する子どもにあつては午前九時から午後五時まで(以下

これらの時間を」に改め、同条第三項中「子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量（以下「保育必要量」という。）」を「保育必要量」に改める。

第七条第一項中「基本保育時間に引き続いて、」を「基本保育時間外に」に改め、同条第二項中「月を単位として実施する延長保育」を「保育必要量が一日当たり十一時間までの区分に該当する子ども」に、「午後七時十五分」を「午後十時」に、「日を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分」を「一日当たり八時間までの区分に該当する子どもにあつては午前七時十五分から午前九時まで及び午後五時」に改め、同条第四項中「月を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第三に定める費用、日を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第四」を「別表第三」に改め、「これらの費用を」を削る。

第八条第四項中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条第五項中「別表第五備考二」を「別表第四備考二」に改め、同条第六項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第九条第四項中「別表第六」を「別表第五」に改める。

第十二条第四項中「別表第七」を「別表第六」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第六を削り、別表第七を別表第六とする。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正)

第二条 港区保育の実施に関する条例(昭和六十二年港区条例第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「保育必要量」の下に「(以下「保育必要量」という。)」を加える。

第四条の二第一項中「時間に引き続いて」を「時間外に」に改め、同条第二項中「月を単位として実施する延長保育」を「保育必要量が一日当たり十一時間までの区分に該当する児童」に「午後七時十五分」を「午後十時」に、「日を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分」を「一日当たり八時間までの区分に該当する児童にあつては午前七時十五分から午前九時まで及び午後五時」に改め、同条第四項中「月を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第三に定める額を、日を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第四」を「別表第三」に改める。

第五条の見出し中「及び延長保育料」を削り、同条中「及び第四条の二」及び「及び延長保育料(月を単位として実施する場合の延長保育料に限る。)」を削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第四を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第三条第二号、第六条第二項、第七条第一項、第二項及び第四項並びに別表第一から別表第五までの規定は、平成三十年四月分以後の基本保育料（改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。）、延長保育料（改正後の条例第七条第四項に規定する延長保育料をいう。以下この項において同じ。）、幼児教育保育料（改正後の条例第八条第四項に規定する幼児教育保育料をいう。以下この項において同じ。）及び預かり保育料（改正後の条例第九条第四項に規定する預かり保育料をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同年三月分までの基本保育料、延長保育料、幼児教育保育料及び預かり保育料については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第四条第一項、第四条の二第一項、第二項及び第四項並びに別表第一か

ら別表第三までの規定は、平成三十年四月分以後の基本保育料（改正後の条例第三条に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。）及び延長保育料（改正後の条例第四条の二第四項に規定する延長保育料をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同年三月分までの基本保育料及び延長保育料については、なお従前の例による。

（説明）

保育料を改めるため、本案を提出いたします。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
		円	円	円	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	1,300	1,300
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	2,000	2,000
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	2,700	2,600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	5,700	5,700
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	7,500	7,400
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	9,500	9,400
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	11,200	11,100
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	13,000	12,900
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	14,700	14,600
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	16,200	16,100
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	17,500	17,400
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	18,700	18,500
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	20,000	18,500
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	21,300	18,500
12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	33,400	22,200	18,500	
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	23,200	18,500	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	23,200	18,500	

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	38,300	23,200	18,500
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	39,600	23,200	18,500
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	41,200	23,200	18,500
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	44,700	23,200	18,500
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	50,300	23,200	18,500
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	55,300	23,200	18,500
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	59,200	23,200	18,500
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	63,500	24,900	19,800
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	67,800	26,600	21,100
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	72,100	28,300	22,400
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,400	30,000	23,700
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,800	31,300	24,800
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	83,200	32,600	26,000

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第3 延長保育料（第7条関係）

階 層 区 分	1時間当たり（子ども単位）	
	午前7時15分から 午後7時15分まで	午後7時15分から 午後10時まで
A階層及びB階層に属する世帯	0円	200円
C階層及びD1階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円	400円
D8階層からD27階層までの階層に属する世帯	400円	600円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

別表第4 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	給食費	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 3月分のみ1,660	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	3,100 3月分のみ3,050	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	6,200 3月分のみ6,100	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	7,100 3月分のみ7,300	5,000 8月分のみ0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	8,000 3月分のみ8,500	5,000 8月分のみ0

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第5 預かり保育料（第9条関係）

階 層 区 分	徴収日額（子ども単位）	
	預かり保育に 要する費用	給食費 （8月のみ）
A階層及びB階層に属する世帯	0円	0円
C階層に属する世帯	800円	250円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第4における階層区分をいう。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
		円	円	円	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	1,300	1,300
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	2,000	2,000
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	2,700	2,600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,900	5,700	5,700
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,500	7,500	7,400
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,600	9,500	9,400
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	14,000	11,200	11,100
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	18,300	13,000	12,900
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	22,100	14,700	14,600
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	24,300	16,200	16,100
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	26,200	17,500	17,400
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	28,300	18,700	18,500
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	30,000	20,000	18,500
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,900	21,300	18,500
12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	33,400	22,200	18,500	
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	35,200	23,200	18,500	
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,700	23,200	18,500	

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	38,300	23,200	18,500
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	39,600	23,200	18,500
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	41,200	23,200	18,500
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	44,700	23,200	18,500
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	50,300	23,200	18,500
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	55,300	23,200	18,500
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	59,200	23,200	18,500
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	63,500	24,900	19,800
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	67,800	26,600	21,100
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	72,100	28,300	22,400
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	76,400	30,000	23,700
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	79,800	31,300	24,800
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	83,200	32,600	26,000

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3歳児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
		円	円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	1,200	1,200
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	1,900	1,900
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	2,600	2,500
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	5,600	5,600
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	7,300	7,200
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	9,300	9,200
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,700	11,000	10,900
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,900	12,700	12,600
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,700	14,400	14,300
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,800	15,900	15,800
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,700	17,200	17,100
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,800	18,300	18,100
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,400	19,600	18,100
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,300	20,900	18,100
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,800	21,800	18,100
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,600	22,800	18,100
14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	36,000	22,800	18,100	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,600	22,800	18,100	

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,900	22,800	18,100
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,400	22,800	18,100
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,900	22,800	18,100
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	49,400	22,800	18,100
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	54,300	22,800	18,100
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	58,100	22,800	18,100
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	62,400	24,400	19,400
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,600	26,100	20,700
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,800	27,800	22,000
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	75,100	29,400	23,200
26	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	78,400	30,700	24,300
27	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上である世帯	81,700	32,000	25,500

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第3 延長保育料（第4条の2関係）

階 層 区 分	1時間当たり（児童単位）	
	午前7時15分から 午後7時15分まで	午後7時15分から 午後10時まで
A階層及びB階層に属する世帯	0円	200円
C階層及びD1階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円	400円
D8階層からD27階層までの階層に属する世帯	400円	600円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。